

史跡 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡 保存活用計画



令和 6 (2024) 年 3 月

笛吹市教育委員会

史跡 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡
保存活用計画

令和 6 年 3 月

笛吹市教育委員会

序

史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡は、天平 13（741）年の国分寺建立の詔によって全国に建てられた国分寺・国分尼寺の一つです。国分寺・国分尼寺は、日本が律令という法によってはじめて一つの国家としての体制を整えた時代にあつて、その精神を各地域において具現化した存在であるとともに、仏教という世界的な宗教の広がりや国際的な交流を示す遺跡であり、この重要性に鑑み、甲斐国分寺跡は、大正 11（1922）年 10 月 12 日、甲斐国分尼寺跡は、昭和 24（1949）年 7 月 13 日にそれぞれ、国史跡に指定されました。

笛吹市では、文化財保護法等に基づき史跡の保護・保存を図るとともに、伽藍配置、周辺施設の確認、遺構の残存状況を確認するための発掘調査を行ってきました。その結果、甲斐国分寺が大官大寺式の伽藍配置を有する寺であったこと、塔や講堂など露出した礎石からもわかるように遺構の残存状況が良好であること、中心伽藍には石敷きが施されていることなど特徴的な遺構が存在することが確認されました。

本計画では、史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値を明示するとともに、その価値を構成する諸要素を、適切に保存管理していくための方針及び基準、史跡の価値を高め、魅力を発信していくための活用・整備の方針及び方法、さらに今後の管理運営体制及び事業計画を定めたものです。

計画策定にあたり「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、委員として、古代史や造園学の研究者のほか、史跡が所在する国分区・東原区の関係者の皆様からも参画いただきました。

今後は、本計画に基づき、史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の持つ多様な価値や特色を後世に守り、伝えるとともに、笛吹市の貴重な歴史資源として、活用・整備を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、広い視野からご議論いただきました史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会の委員の皆様、指導・助言をいただきました文化庁及び山梨県、庁内関係課における関係者の皆様方に、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

笛吹市教育委員会
教育長 望月栄一

例 言

- 1 本書は、山梨県笛吹市に所在する国指定史跡甲斐国分寺跡及び国指定史跡甲斐国分尼寺跡の保存活用計画書である。
- 2 計画策定のための史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡史跡等保存活用計画策定事業は、笛吹市が国庫補助金の交付を受け、令和4年度から令和5年度までの2か年で実施した。
- 3 計画策定は「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画検討委員会」を設置して検討を行い、その指導・助言のもと、笛吹市教育委員会が行った。また、オブザーバーとして文化庁文化財第二課史跡部門、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課、山梨県埋蔵文化財センターの指導・助言を得た。
- 4 計画案の作成業務の一部を株式会社ワイドに委託した。
- 5 本書で使用している遺構の各部分の名称は『史跡甲斐国分寺跡―史跡整備のための伽藍中枢部の遺構確認調査報告書』（2020 笛吹市教育委員会）の記載による呼称を基本としている。
- 6 本書に掲載されている史資料（絵図・写真・文献等）の複写・転写・改変は一切禁止する。
- 7 本書の編集は、笛吹市教育委員会が行った。
- 8 本書で使用した各種データ等は、笛吹市教育委員会において保管している。

凡 例

- 1 本書に示した方位は座標軸の北であり、座標系は世界測地系平面直角座標Ⅷ系を用いた。
- 2 本書の記述にあたり、史跡の国分僧寺跡は「甲斐国分寺跡」、国分尼寺跡は「甲斐国分尼寺跡」とした。一部表内において、国分僧寺を「(僧)」と表記している。
- 3 本書に掲載した出土遺物は全て『史跡甲斐国分寺跡―史跡整備のための伽藍中枢部の遺構確認調査報告書』（2020 笛吹市教育委員会）に掲載のものである。
- 4 本書に掲載されている史資料（絵図・写真・文献等）のうち、出典の明記のないものについては、笛吹市教育委員会が所管しているものである。
- 5 本書に掲載した地形図等の縮尺は任意である。そのため、各図にスケールを示している。
- 6 本書に掲載した出典の明記のない地形図は「史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡地形測量業務」（2017 笛吹市教育委員会）において作成されたものを使用している。
- 7 本書において、地形図等で範囲を示したもののうち、赤の実線は史跡範囲を示し、青の実線は史跡周辺を示す。

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的と対象範囲	3
第3節 計画の実施	4
第4節 委員会の設置・経緯	5
第5節 関連計画との関係	8
第6節 法規制等	12
第2章 史跡等周辺的环境	14
第1節 自然的環境	14
第2節 歴史的環境	17
第3節 社会的環境	23
第4節 史跡等の概要	29
第5節 指定の状況	30
第3章 史跡等の本質的価値	68
第1節 史跡等の本質的価値の明示	68
第2節 新たな価値評価の視点の明示	71
第3節 構成要素の特定	72
第4章 現状・課題	86
第1節 保存（保存管理）の現状・課題	86
第2節 活用の現状・課題	88
第3節 整備の現状・課題	90
第4節 運営・体制の整備の現状・課題	92
第5章 大綱・基本方針	93
第1節 大綱	93
第2節 基本方針	94

第6章 史跡の保存（保存・管理）	95
第1節 保存（保存管理）の方向性	95
第2節 方法	96
第3節 現状変更等の取扱い方針及び基準	100
第4節 現状変更等の許可申請区分	102
第5節 発掘調査方針	108
第6節 追加指定方針	108
第7節 公有地化方針	108
第7章 史跡の活用	109
第1節 活用の方向性	109
第2節 方法	109
第8章 史跡の整備	113
第1節 整備の方向性	113
第2節 方法	114
第9章 運営・体制の整備	118
第1節 方向性	118
第2節 方法	118
第10章 施策の実施計画の策定・実施	119
第1節 各施策の実施計画	119
第11章 経過観察	123
第1節 方向性	123
第2節 方法	123
資料編	127
1 指定文化財一覧	128
2 文化財関連法規	137
3 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡電線ルート図	150